

平成 27 年 12 月 7 日

BIS CPMI 市中協議報告書「コルレス銀行業務」(Correspondent Banking) に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、BIS 決済・市場インフラ委員会 (CPMI) が本年 10 月 6 日に公表した市中協議報告書「コルレス銀行業務」(以下「本報告書」という。)に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。今後、本件検討に当たり、我々の以下のコメントが十分に斟酌されることを期待する。

【総論】

コルレス銀行業務の重要性に鑑み、コルレス銀行業務に関係する課題および近年増加の一途を辿っている AML/CFT 対応コスト軽減のため、BIS が、各行共通の課題解決に向けたイニシアティブを取り本報告書をまとめたことを歓迎する。

本報告書で示された 4 つの勧告事項が適切なかたちで実装されるならば、AML/CFT 対応のためのコスト削減や事務手続きの明確化に資すると考える。

一方で、本報告書で提言された 4 つの勧告事項については、報告書自体が記述しているとおり、利点と課題が混在していると考えられ、また詳細な事実確認作業や CPMI 以外の国・地域の関係者の確認が未済であるならば、更なる分析が必要と考えられる。

また、4 つの勧告事項それぞれの実装を民間の検討グループ等で検討するにあたっては、それぞれの検討において矛盾した結論とならないよう、相互の関係を配慮しながら検討することが望ましい。

あわせて、異なる法域や取引慣行や個別銀行の特性の違いに配慮するとともに、銀行の実装対応に伴う新たな、または更なるコスト負担や事務負担となることを回避するための、関係者における慎重かつ広範にわたる検討を要望するものである。

【4 つの勧告事項について】

以下、本報告書で提示された 4 つの勧告事項について、コメントさせていただくのでご検討いただきたい。

Recommendation on the use of KYC utilities

(コメント)

KYC ユーティリティの活用は望ましいものであるが、該当 KYC ユーティリティの利用に関する最終的な責任が銀行に所在する場合には、例え適時の更新がされた正確な情報が格納されている KYC ユーティリティが存在したとしても、その利用は限定的とならざるを得ない。したがって KYC ユーティリティ活用促進のためには、提供される KYC ユーティリティについて、KYC 対応のためのツールとして依拠するに足る適切なものである、すな

わち該当 KYC ユーティリティの利用をもって金融機関の KYC 対応が充分執行される、との規制当局からの見解等が示されることが有用と考える。

Recommendation on the use of the LEI in correspondent banking

(コメント)

一定の業務における LEI の有用性は十分理解するところである。一方で、本報告書で記述されているとおり、現在の LEI の特徴(法人のみに付与される等)や本来の目的(AML/KYC を目的としていない)を踏まえると、コルレス銀行業務における LEI の利用範囲は限定的であり、検討の俎上に載せるのは、時期尚早である。今後の LEI の利用状況を見ながら、LEI の利用要否も含めた検討開始時期を探るべきである。

Recommendation on information-sharing initiatives

(コメント)

本報告書で記述されているとおり、データ保護やデータプライバシーの観点から、どこまで情報開示・情報共有が実現するかが、本イニシアティブ成功の鍵になると考えられる。そのためには、情報共有についての、法的環境整備や Repository の創設の検討等が望ましいと考える。

顧客情報の開示のうち特に KYCC (know your customer's customer)については、本報告書において勧告されている「FATF と AMLEG は(i)上流の銀行に対するデューデリジェンスに係る勧告(とりわけ銀行による顧客の顧客の確認が必要な程度)をさらに明確化」にあたり、FATF および関係規制当局にて、銀行実務上入手可能な情報等を考慮したうえでの要件明確化と顧客情報の扱いに関する法整備を要すると考えられる。

なお、KYCC 対応に関して、金融機関において、顧客の顧客から情報開示の承認を得ることは実務上困難であることから、ハードルが高いと言わざるを得ない。

Recommendation on payment messages

(コメント)

各金融機関が用いるペイメント・メッセージについて、いずれかのグループにおいて一定の方向性を示すことは実務上望ましくない。

本報告書で例としてあがっている MT103 および MT202COV は、いずれも適切な使い方をすれば、AML/CFT 対応として十分なメッセージであり、一方が他方に勝つというものではない。その利用については、顧客利便性およびリスク管理上の要件を踏まえて、各銀行の実務上の preference や実際のコストの比較等を踏まえて判断しているものである。

なお、MT202COV については適切に利用されていることが前提となるため、MT202COV の適切な利用徹底、MT202COV の不適切な利用排除の取組みを関係規制当局および SWIFT に求めたい。

以 上